

「成年後見制度利用」のご相談は

志摩市ふくし総合支援室へ

成年後見制度は、判断能力の不十分な方の権利と財産を守り、支援をする制度です。「貯金の管理やいろいろな契約が不安・・・」「悪徳商法の被害にあって、高額な物ばかり買わされている」「子どもがいないので将来不安・・・」などお困りのことがありましたら、まずはお電話ください。

相談事例

高齢者の家族からの相談

「介護費用として通帳からお金を引き出そうとしたら、本人が認知症のために引き出せなかった。金融機関から成年後見人でなければ引き出せないと言われた・・・」

ご両親からの相談

「自分たちが元気なうちに、知的障がいのある子どもの成年後見人を決めておきたい。誰を後見人にすると良いのだろうか？」

高齢者の親族からの相談

「他人に頼まれると簡単にお金を貸してしまい、年金があるはずなのに生活費に困っている。なんとか守れないか」

市長申立て事例（親族の中に申立人がいない場合、市が調査し市長申立てを行います）

意識不明の状態、長期入院している方。

障がいのため金銭管理ができず、施設入所が必要な方。

成年後見制度利用支援（市による調査があります）

成年後見制度を利用する必要があるのに、申立てをする費用がない場合は、市が助成します。

平成 19 年度権利擁護・成年後見に関する相談支援実績：125 件

相談は、社会福祉士（前田・藤原）がお受けします。でんわ 44-0280